

【資料】 国際海洋法裁判所「ジュノー・トレイダー号事件」 (早期釈放) 2004年12月18日判決

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】 「ジュノー・トレイダー号事件」 (セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニアビサウ) (早期釈放) 国際海洋法裁判所判決

判決

Mensah及びWolfrum裁判官共同個別意見

Treves裁判官の個別意見

はしがき

以下に訳出するのは、2004年12月18日に国際海洋法裁判所 (ITLOS) が言い渡した「ジュノー・トレイダー号事件」 (早期釈放、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニアビサウ) (第13号事件) に関する判決である。

ジュノー・トレイダー号 (Juno Trader) は、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の国籍を有する冷凍船で、船主は英国法人である。申立国の主張によると、2004年9月、同船は、その姉妹船がモーリタニアで適法に漁獲した魚を同国水域内で積み替えて冷凍して、ガーナに向かっている途中に、ギニアビサウ排他的経済水域内でギニアビサウ当局により拿捕されその乗組員と共に同国の港に抑留された。本件は、旗国であるセントヴィンセント及びグレナディーン諸島が同船と乗組員の早期釈放を求めて国連海洋法条約292条に基づきITLOSに提訴した事件である。

この裁判では、ITLOSに両国の国籍裁判官がいなかったが、両国とも特任裁判官を選定しなかった。判決は、21人の裁判官全員一致で、同船の早期釈放を命

じた。裁判所は、ギニアビサウの抑留措置それ自体の違法性については述べておらず、したがってまた抑留措置の違法性を判断するに必要な事実も認定していないが、判決文から、ギニアビサウ当局が、同船内の漁獲物が同国水域で違法に漁獲されたものと勘違いして措置をとったことが、推測される。

ところで、早期釈放裁判は本件裁判の以前も以降も何度かITLOSが行っていて、ITLOSの活動を特徴づける裁判手続の1つである¹⁾。本件判決で注目されるのは、この早期釈放制度を人権保護と結び付けて判示した点である（判決77項）。裁判官の個別意見などでも、この点に言及するものがいくつか見られた。本翻訳では、判決のほか、人権との関係を特に重視した個別意見等として、Mensah及びWolfrum裁判官共同個別意見とTreves裁判官の個別意見を訳出した。合わせて参照してもらいたい。

1) 国連海洋法条約における早期釈放制度についての簡単な説明として、佐古田彰「【資料】国際海洋法裁判所『豊進丸事件』（早期釈放）2007年8月6日判決」『西南学院大学法学論集』50巻2・3合併号（2018年）213－214頁参照。

【資料】国際海洋法裁判所「ジュノー・トレイダー号事件」(早期釈放) 2004年12月18日判決

【翻訳】「ジュノー・トレイダー号事件」(セントヴィンセント
及びグレナディーン諸島対ギニアビサウ) (早期釈放) 国際
海洋法裁判所判決

ジュノー・トレイダー号事件
(セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニアビサウ)
早期釈放の申立て

目 次

| | |
|--------------------|---------|
| 序 | 1～ 32項 |
| 事実の概要 | 33～ 54項 |
| 管轄権 | 55～ 65項 |
| 受理可能性 | 66～ 70項 |
| 海洋法条約73条2項の不遵守 | 71～ 80項 |
| 合理的な保証金の決定のための関連要因 | 81～ 97項 |
| 保証金その他の金銭上の保証の額と方式 | 98～102項 |
| 裁判費用 | 103項 |
| 主文 | 104項 |

判 決

隣席者：NELSON所長；VUKAS次長；CAMINOS、MAROTTA RANGEL、
YANKOV、YAMAMOTO、KOLODKIN、PARK、BAMELA ENGO、
MENSAH、CHANDRASEKHARA RAO、AKL、ANDERSON、WOLFRUM、
TREVES、MARSIT、NDIAYE、JESUS、XU、COT、LUCKY各裁判官；
GAUTIER書記

下記の者により代表されるセントヴィンセント及びグレナディーン諸島と下記
の者により代表されるギニアビサウの間におけるジュノー・トレイダー号事件
において

(訳者注：セントヴィンセント及びグレナディーン諸島代表団5名²⁾及びギニアビサウ代表団6名の氏名と職位を省略)

上記の裁判官により構成される国際海洋法裁判所は、
裁判官評議の結果、
次のとおり判決を言い渡す。

序

1. 2004年11月18日に、2通の書簡がファクシミリで送付された。1通は、2004年11月17日付のセントヴィンセント及びグレナディーン諸島の法務大臣の書簡であり、同国海事長官であるNajla Dabinovic女史に、国連海洋法条約（以下「海洋法条約」または「条約」とする。）292条に基づく申立てを同国のために行う権限を与えたことを記すものであった。もう1通は、2004年11月18日付のDabinovic女史の書簡であり、Werner Gerdtts氏（Döhle Assekuranzkontor社（ドイツ・ハンブルグ）常務取締役）に、同国の代理人として行動する権限を与えたことを記すものであった。同日に、ジュノー・トレイダー号（Juno Trader）とその乗組員の積放に関する条約292条に基づくセントヴィンセント及びグレナディーン諸島のための申立訴状が、ギニアビサウ共和国（以下「ギニアビサウ」とする。）を被告として、当裁判所書記局に電子メールで提出された。
2. この申立訴状の認証謄本が、ギニアビサウ外務大臣宛てに2004年11月18日付書簡により速達で送付され、その写しが在ブラッセル・ギニアビサウ大使館宛てに2004年11月19日に使者により配送された。また、この申立訴状の写しが、在ニューヨーク・ギニアビサウ国連代表部宛てに2004年11月18日と19日にファクシミリで送付された。

2) 訳者注：セントヴィンセント及びグレナディーン諸島代表団5名に、政府関係者はいない。便宜置籍国が裁判当事国である場合、代表団に政府関係者が含まれていないことが少なくない。

【資料】国際海洋法裁判所「ジュノー・トレーダー号事件」(早期釈放) 2004年12月18日判決

3. 上記2004年11月18日付の書簡で、裁判所書記は、ギニアビサウ外務大臣に対し、ギニアビサウは、国際海洋法裁判所規則（以下「ITLOS規則」とする。）111条4項に基づき、弁論開始の96時間前までに反論書を裁判所書記局に提出することができることを、通知した。
4. 2004年11月19日付の命令で、裁判所長は、ITLOS規則112条3項に基づき、本件申立てに係る弁論の日を2004年12月1日及び2日と定めた。この命令は、直ちに両当事国に通知された。
5. 本件申立ては第13号事件として総件名簿に記載され、本件事件は「ジュノー・トレーダー号」事件と名付けられた。
6. 2004年11月19日に、裁判所書記は、1997年12月18日の国連—海洋法裁判所協力関係協定に基づき、国連事務総長に対し本件申立訴状が受理されたことを通知した。
7. 2004年11月19日に、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の代理人は、本件申立訴状の原本を使者を通じて送付した。同国の法務大臣の書簡の原本が2004年11月23日に使者を通じて渡され、またDabinovic海事長官の書簡の原本が2004年11月22日に使者を通じて渡された。
8. 2004年11月19日付の書簡で、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の代理人は、本件申立訴状附属書11の一部として新文書の追加を要請した。裁判所書記は、2004年11月22日付の書簡で、ギニアビサウ宛てにこの新文書の写しを渡した。
9. 2004年11月24日付の口上書で、裁判所書記は、国際海洋法裁判所規程（以下、「ITLOS規程」とする。）24条3項に基づき、海洋法条約の締約国に対して本件申立てについて通報した。
10. 2004年11月26日に、裁判所書記は、ファクシミリにより送付されたギニアビサウ外務国際協力共同体大臣からの書簡により、ギニアビサウの代理人としてChristopher Staker氏（イングランド及びウェールズ弁護士会（イギリス、ロンドン）所属の法廷弁護士）が任命されたことの通知を受けた。
11. 2004年11月26日に、ギニアビサウの代理人は、口頭弁論の延期を申し入れ

た。直ちに、ギニアビサウ代理人の書簡の写しが、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の代理人に送られた。2004年11月29日に、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の代理人は、弁論延期の要請についての見解を送付した。

12. 2004年11月29日、12月1日及び12月3日に、裁判所書記と副書記は、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の代理人に対し、すべての裁判書類の提出を要請する書簡を送った。2004年11月30日及び12月3日に、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の代理人は、ITLOS規則63条1項及び64条3項の定めるところに従い書類を提出し、すべての裁判書類の提出を完了した。申立国が提出したこの書類の写しが、被告に送付された。

13. 2004年11月29日に、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の代理人は、本件申立訴状とその附属書への追補書類を、電子メールで送付した。この追補書類の写しが、直ちに被告に送付された。この追補書類の原本は、2004年12月1日に使者により送付された。

14. 2004年12月1日に、当裁判所は、公開廷で口頭手続を開催した。当裁判所は、同日の命令で、ITLOS規則69条1項に基づき、弁論を2004年12月6日まで延期し、また、ギニアビサウによる反論書の提出期限を2004年12月2日10時まで延長した。同じ命令で、追加の書類の提出期限を、2004年12月6日10時まで延長した。この命令は、両当事国に通知された。

15. 2004年12月2日付の書簡で、ギニアビサウの代理人は、当裁判所に対し、同国は2004年12月1日の裁判所命令で定められた期限までに反論書を提出することができないことを、通知した。

16. 2004年12月2日に、裁判所長は、ITLOS規則45条及び73条の定めるところに従い、両国の代理人と電話会議を開催した。この電話会議において、所長は、両国の弁論の順序と時間について両者の意向を確認し、また口頭手続で提出される証拠を確認した。

17. 2004年12月3日に、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、ITLOS規則72条に基づき当裁判所において招聘する証人についての情報を、提出した。

【資料】国際海洋法裁判所「ジュノー・トレーダー号事件」(早期釈放) 2004年12月18日判決

18. 2004年11月30日及び12月1日に、当裁判所は、口頭手続の開始に先立ち、ITLOS規則68条に基づき冒頭評議を行った。
19. 2004年12月3日及び5日に、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の代理人は、追加の裁判書類を提出した。その写しが、他方当事国に送付された。
20. 2004年12月6日に、ギニアビサウは裁判書類の束を提出した。その写しが、他方当事国に送付された。
21. 2004年12月6日に、裁判所書記は、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の海事長官からの同日付書簡で、Vincent Huens de Brouwer氏（弁護士、Eltvedt & O’Sullivan弁護士事務所（マルセイユ、フランス）所属）を同国の副代理人に任命したとする通知を受けた。
22. 2004年12月6日及び7日に、裁判所長は、ITLOS規則45条に基づき両国代理人と協議を行った。
23. ITLOS規則67条2項に基づき、訴答書面の写し及び訴答書面の附属書の写しが、口頭手続の開始日に公開された。
24. 2004年12月7日に、裁判所書記は、手交されたギニアビサウ外務国際協力共同体大臣の2004年11月25日付書簡で、Octávio Lopes氏（漁業省大臣官房長）を共同代理人に任命したことの通知を受けた。
25. 2004年12月6日及び7日に、4回の公開廷において、次の者による口頭陳述が行われた。

セントヴィンセント及びグレナディーン諸島のために：（訳者注：陳述者5名を省略）

ギニアビサウのために：（訳者注：陳述者4名を省略）

26. 2004年12月6日に、Nikolay Potarykin氏（ジュノー・トレーダー号船長）が、ITLOS規則78条に基づきセントヴィンセント及びグレナディーン諸島により招聘された。同氏は、ITLOS規則79条(a)号に基づき厳粛な宣言を行った後に、Karagiannis氏（申立国側補佐人）から尋問を受け、またStaker氏（被告側代理人）とGarcía-Gallardo氏（被告側補佐人）から反対尋問を受けた。Potarykin船長は、ロシア語で証言を行った。Potarykin船長の供述について、当裁判所の公

用語に通訳されるための必要な調整がなされた。

27. 2004年12月6日に、当裁判所が両国に取り上げるよう希望する質問の一覧を両国代理人に通知した。2004年12月7日の弁論において、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の補佐人とギニアビサウの補佐人が、これらの質問に対し口頭で回答した。後に、これらの質問に対する書面での回答が、2004年12月8日に当裁判所に両国により提出された。

28. 両国との協議の後、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の代理人は、2004年12月7日に、ジューノ・トレイダー号の操業日誌と機関の運転記録のページの写しを提出した。その写しが、他方当事国に送付された。

29. 2004年12月7日の弁論の場において、ギニアビサウは、この日に2部の追加の書類を提出した。1つは、ギニアビサウ漁業局長の宣言で、ジューノ・トレイダー号の乗組員の旅券に関するもの、もう1つは、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島海事長官からのファクシミリで、ジューノ・トレイダー号に関する通信の受領を確認したものである。ITLOS規則71条に基づき、これらの書類の写しが他方当事国に送付された。2004年12月7日に、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島はこれらの書類の内容についての見解を提出した。

30. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の申立訴状において、次の申立主張が示された。

セントヴィンセント及びグレナディーン諸島のために

[フランス語からの翻訳]

「セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、国際海洋法裁判所に対し、次の命令及び宣言を行うよう要請する。

- (a) 国際海洋法裁判所は1982年の国連海洋法条約292条に基づき本件申立訴状を審理する管轄権を有する、と宣言すること。
- (b) 本件申立訴状は受理可能である、と宣言すること。
- (c) 被告は海洋法条約73条2項に違反している、すなわちジューノ・トレイダー号の抑留からの釈放及びその19名の乗組員の釈放について被告が定める条件は73条2項により認められず73条2項に照らして合理的でない、

と宣言すること。

(d) 被告に対し、保証金を支払いまたは他の金銭上の保証を提供することなくジュノー・トレイダー号を抑留から釈放し及びその航海士と乗組員を釈放するよう命令すること、並びに、その場合に被告国に対し、支払われた保証金または提供された保証を返還するよう命令すること。

(e) (d)が認められない場合、被告に対し、本件事件の状況に照らして海洋法裁判所が合理的と判断する金額の保証金または保証を船舶の所有者が支払いまたは提供したときは速やかに、ジュノー・トレイダー号を抑留から釈放し及びその航海士と乗組員を釈放するよう、命令すること。

(f) (e)の場合、その保証金その他の保証の方式を命令すること。

(g) 被告に対し、ジュノー・トレイダー号の船内で発見された漁獲物の没収を撤回するよう命令すること。

(h) 被告に対し、申立国が負担した裁判費用を支払うよう命じること。]

31. ITLOS規則75条2項に従い、両当事国は、弁論を終えるに当たり次の最終申立主張を示した。

セントヴィンセント及びグレナディーン諸島のために

[フランス語からの翻訳]

「セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、国際海洋法裁判所が、次の命令及び宣言を行うよう要請する。

(a) 国際海洋法裁判所は1982年の国連海洋法条約292条に基づき本件申立訴状を審理する管轄権を有する、と宣言すること。

(b) 本件申立訴状は受理可能である、と宣言すること。

(c) 被告は海洋法条約73条2項に違反している、すなわちジュノー・トレイダー号の抑留からの釈放及びそのすべての乗組員の釈放について被告が定める条件は73条2項により認められず73条2項に照らして合理的でない、と宣言すること。

(d) 被告に対し、保証金を支払いまたは他の金銭上の保証を提供することなくジュノー・トレイダー号を抑留から釈放し及びそのすべての乗組員を

釈放するよう命令すること、並びに、その場合に被告国に対し、支払われた保証金または提供された保証を返還するよう命令すること。

(e) (d)が認められない場合、被告に対し、本件事件の状況に照らして海洋法裁判所が合理的と判断する金額の保証金または保証を船舶の所有者が支払いまたは提供したときは速やかに、ジャーノ・トレイダー号を抑留から釈放し及びそのすべての乗組員を釈放するよう、命令すること。

(f) (e)の場合、その保証金その他の保証の方式を命令すること。

(g) 被告に対し、ジャーノ・トレイダー号の船内で発見された漁獲物の没収を撤回するよう命令すること。

(h) 被告に対し、申立国が負担した裁判費用を支払うよう命じること。」

ギニアビサウのために

「ギニアビサウは、国際海洋法裁判所に対し、次のことを要請する。

1. 次のことを宣言すること

(a) 裁判所は、国連海洋法条約292条に基づき本件事件におけるセントヴィンセント及びグレナディーン諸島の申立訴状を審理する管轄権を持たないこと、

仮にこれが認められない場合、

(b) 本件事件におけるセントヴィンセント及びグレナディーン諸島の申立訴状は、受理可能でないこと、

更にまた、仮にこれが認められない場合、

(c) 本件事件におけるセントヴィンセント及びグレナディーン諸島の申立訴状は、十分な根拠がないこと。

2. 裁判所が、ジャーノ・トレイダー号とその漁獲物は保証金の支払いまたは他の保証の提供の後に釈放されると決定するときは、補充的な申立主張として、次のことを命令するよう要請する。

(a) この保証金の額は、122万7,214ユーロ未満であること、

(b) この保証金は、ギニアビサウに所在する銀行またはギニアビサウに所在する銀行と提携関係を有する銀行からの銀行保証の方式であること、

【資料】国際海洋法裁判所「ジュノー・トレイダー号事件」(早期釈放) 2004年12月18日判決

(c) その銀行保証には、2004年10月19日付の調書第14/CIFM/04号に記される事件に関してギニアビサウがジュノー・トレイダー号を釈放することと引き換えに発行されること、及び銀行保証発行者はギニアビサウの権限ある当局による最終の判決、裁定または決定により決められた金額を請求があり次第直ちにギニアビサウ国に支払うことを約束することを、記さなければならないこと。

3. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は本件裁判手続に関連してギニアビサウが負担した裁判費用を支払うこと、その金額はギニアビサウが本件事件に関連して海洋法信託基金 (Law of the Sea Trust Fund) から提供される金銭支援の額より少ないことを、決定すること。

32. 2004年12月8日に、裁判所書記は、ギニアビサウの代理人に書簡を送り、ギニアビサウ法に関する情報提供を要請した。2004年12月10日にギニアビサウ代理人は要請された情報を提出し、その写しが申立国に送付された。

事実の概要

33. ジュノー・トレイダー号は、冷凍設備のある貨物船（以下「冷凍船」とする。）であり、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の旗を掲げている。その所有者はJuno Reefers社である。同社は、英国のバージン諸島で設立された会社であり、南アフリカの海産食品会社でケープタウンに本拠を有するIrvin and Johnson社の支社である。ジュノー・トレイダー号の船長は、ロシア国籍を有するNikolay Potarykin氏である。

34. 登録証書によると、ジュノー・トレイダー号は1994年2月14日にセントヴィンセント及びグレナディーン諸島において登録され、冷凍乾燥製品の輸送許可を得ている。この証書は永久に有効である。

35. 申立国によると、2004年9月19日から23日の期間、ジュノー・トレイダー号はモーリタニアの水域で、その姉妹船Juno Warrior号から、1,183.8トンの包装された冷凍魚と112トンの魚肉を積み替えた。このJuno Warrior号は、トロール

船で、モーリタニアの許可に基づいてモーリタニアの排他的経済水域 (EEZ) で活動を行う。上記の包装物は、いずれも“JW N8607268”の荷印が付けられている。これは、Juno Warrior号の国際海事機関番号 (International Maritime Organization Number) である。提出された証拠写真が示すところによると、ピサウ市に置かれているジュノー・トレイダー号の船内にある包装物はすべて、このように荷印が付けられている。上述の積み替えは、モーリタニア当局により2004年11月9日付の証書で認められている。ジュノー・トレイダー号は、この積み替えを終えた後、モーリタニア水域を離れガーナに向かい、そこでその漁獲物を積み下ろす予定であった。

36. 本件申立訴状によると、2004年9月26日14時頃、ジュノー・トレイダー号は、ギニアビサウのEEZを横切り、海岸から約40カイリの距離を航行していた。同船の操業日誌によると、この航海は「Nouadhibou市 (訳者注：モーリタニア北部の都市) からTakoradi市 (訳者注：ガーナの都市) に向かって」おり、平均速度はおよそ10ノットであった。

37. 申立訴状によると、16時55分に、ジュノー・トレイダー号の船長が、ゾディアックボート (zodiac) が接近している、と声を上げた。このボートにいる者たちが、手と腕を使って身振りで何かを示している。およそ5分後、このボートから銃撃が始まり、およそ5分から10分間、銃撃が続けられた。この銃撃によりジュノー・トレイダー号の乗組員の1人が足を負傷し、同船の船長は、海賊による襲撃を受けたと考え、無線通信士に遭難信号を送るよう命じた。ジュノー・トレイダー号からおよそ7カイリ離れた場所を航行していた病院船Esperanza del Mar号が、この遭難信号を受信した。このEsperanza del Mar号からのボートが18時頃に到着し、負傷した乗組員はEsperanza del Mar号に乗せられここで救急処置を受けた。この負傷した乗組員はEsperanza del Mar号内に残り、Las Palmas市 (訳者注：西サハラ沖合のスペイン領の島の都市) に避難した。

38. 他方、被告によると、2004年9月26日、ギニアビサウの軍艦Cacine号は、ギニアビサウのEEZにおいて通常の監視警戒行動を行っていた。2004年9月26日の午後、ギニアビサウの取締官は1隻の冷凍船を発見したが、ギニアビサウのEEZ

【資料】国際海洋法裁判所「ジュノー・トレーダー号事件」(早期釈放) 2004年12月18日判決

内の同船の存在について知らされていなかった。重大漁業違反行為調書 (auto de notícia de infracção de pesca grave) によると、「当該船舶を16時05分に発見した。同船は、漁獲中のトロール船Flipper 1号の傍に投錨していた。当該船舶は、取締船を見つけて錨を揚げ逃走した」。被告によると、ジュノー・トレーダー号が海軍巡視船に気づいてとった行動を見て、Casine号は、ジュノー・トレーダー号の逃走を阻止するため、ゾディアックボートを派遣した、という。また被告は、エンジンを停止し取締班の乗船を受け入れるよう求めたゾディアックボートからの信号をジュノー・トレーダー号は再三にわたり無視した、と主張する。

39. ジュノー・トレーダー号は、18時頃、ギニアビサウの漁業取締官の乗船を受けた。乗船された時、ジュノー・トレーダー号は大体のところ北緯11度29分、西経17度13分の位置にあった。その地点はギニアビサウのEEZの限界内である。重大漁業違反行為調書によると、「威嚇射撃が行われたが、これは簡単な作業ではなかった。2時間30分後、厳しく警告を発した後に、同船は停止し、我々による乗船を受けた」。その乗船を受けた後、ジュノー・トレーダー号の船長はこの調書に署名をするため呼ばれた。この調書の記録によると、ジュノー・トレーダー号の船長は署名を拒否した。

40. ジュノー・トレーダー号は、捕捉された後、ギニアビサウのビサウ港に連れて行かれ、2004年9月27日16時頃に到着した。申立国によると、この日に、ジュノー・トレーダー号の船長と乗組員は、船内に抑留され、武装した者の監視下に置かれた、という。

41. 2004年10月5日と8日に、応用水産調査センターの取締班 (国家漁業活動監視管理機関 (FISCAP) の要請で設置された部署) が、ジュノー・トレーダー号内の漁獲物を捜索し、船内で発見された包装物から魚のサンプルを無作為に取り分析した。この捜索は、船長の了承を得て行われた。捜査分析報告書によると、「ジュノー・トレーダー号内で発見された魚種は、我が国の海域で見つかる魚種であるが、ただし、シマガツオ科 (Bramiidae family) のニシマガツオ (*Brama brama*) はたまにしか見つからない」、という。

42. 2004年10月18日に、ギニアビサウ漁業監視技術委員会(以下「委員会」とする。)は会合を開き、ジュノー・トレイダー号の拿捕に関する重大漁業違反行為調書と捜査報告書を検討した。委員会は、2004年調書第12/CIFM/04号(以下「調書第12号」とする。)より、以下の事実を確認した。

[ポルトガル語からの翻訳]

1. 2004年9月26日に、Casine号に乗船していた漁業取締庁の取締官は、北緯11度42分、西経17度09分の位置でギニアビサウの漁業水域内で投錨していたジュノー・トレイダー号を発見した。すぐ傍にFlipper 1号があった。
2. ジュノー・トレイダー号は、取締船の接近に気づき、錨を揚げ逃走したが、2時間30分間の継続追跡の後、北緯11度29分、西経17度13分の位置で拿捕された。
3. 取締官は、乗船した際に、同船が発見された場所でなぜ停船していたのかの理由を確認するため操業日誌と機関の運転記録の提出を要請したが、同船の船長はこれを拒否した。
4. 同船の目的地と同船内の漁獲物について、文書その他の証拠は見つからなかった。
5. 船内で発見された漁獲物について、FISCAPの要請でCIPA³⁾の専門家が作成した捜査報告書によると、確認できた魚種(サツパ属(sardinela)、セネガルジャック(sareia)、マアジ(carapau)、カツオ(bonito)、サバ(cavala)及びハナレンコ(dentão))は、我が国の水域に存在する魚種に類似している。

上述のすべての点を分析し討議した後、委員会は次のことを提案した。

1. ジュノー・トレイダー号は、漁業活動に関するギニアビサウ漁業法令の規定に違反したことが確認される。
2. 前項で示した違反行為を考慮しまた一般漁業法56条に基づき、ジュノー・トレイダー号に対し、17万5,398ユーロに相当するセーファーフラン

3) 訳者注：判決で説明がないが、判決41項で言及のある応用水産調査センター(Centro de Investigação Pesqueira Aplicada)であろう。

【資料】国際海洋法裁判所「ジュノー・トレイダー号事件」(早期釈放) 2004年12月18日判決

(CFAフラン)の金額の罰金が科せられる。

3. 一般漁業法58条に基づき、同船の逃走から証明されるように取締官に協力しなかったため、ジュノー・トレイダー号の船長に対し、8,770ユーロに相当するCFAフランの金額の罰金が科せられる。
 4. 船内のすべての漁獲物(およそ1,183.8トン)は、ギニアビサウの許可を得ることなくギニアビサウの水域で積み替えをした嫌疑で、ギニアビサウ国に帰属すると宣言される。」
43. 2004年10月19日に、省庁間海事取締委員会(以下「IMCC」とする。)は会合を開き、調書第12号を検討し、2004年10月19日の調書第14/CIMF/04号(以下「調書第14号」とする。)に含まれる以下の決定を採択した。

[ポルトガル語からの翻訳]

- 「1. 2004年9月26日にギニアビサウ海域内で我が国漁業法令の違反で拿捕された当該船舶に対し、17万5,398ユーロの罰金を科す。
 2. 一般漁業法58条に基づき、同船が逃走しようとしたことから証明されるように取締官に協力しなかったため、ジュノー・トレイダー号の船長に対し、8,770ユーロの罰金を科す。
 3. 拿捕された船舶内で発見されたすべての漁獲物は、ギニアビサウの許可を得ることなくギニアビサウの水域で漁獲され積み替えられたため、ギニアビサウ国に帰属すると宣言する。
 4. 罰金の全額(18万4,168ユーロ)は、ビサウ市にある西アフリカ諸国中央銀行(BCEAO)の主要支店でギニアビサウの国庫の口座番号305.1000.5001.S00に、この会合結果の通知から15日以内に入金するように命令する。」
44. ギニアビサウ海域における漁業資源及び漁業権に関する法律第6-A/2000号(以下「ギニアビサウ漁業法」とする。)の56条は、次のように規定する。

[ポルトガル語からの翻訳]

「第56条 その他の違反行為

- 1 この[ギニアビサウ漁業法]の規定及びこの法律に明記されていない事

項を定める実施規則に違反する行為は、1年間の許可料の2倍以下の罰金を科すものとする。

2 罰金の額を定めるに当たり、すべての関連事情(当該船舶の性格、違反行為者及び行われた漁業活動の型)を考慮する。」

45. ギニアビサウ漁業法58条は、次のように規定する。

[ポルトガル語からの翻訳]

[第58条 取締官への協力

漁船の船長が取締りの際に協力をしなかったときは、その者は、1年間の許可料の10%以下の罰金が科される。]

46. 2004年10月20日付の書簡で、FISCAP調整官は、Transmar Services社(船主の現地代表者)に対し、「IMCC決定の迅速かつ確実な履行のために」IMCC決定を通知した。

47. 2004年10月18日付の書簡で、船主の現地代表者は、IMCCに対し、ジュノー・トレイダー号の抑留の理由を通知するよう要請した。調書第14号の通知を受けた後、その現地代表者は、2004年10月20日付書簡、10月27日付書簡及び10月29日付書簡で、IMCCに対し、当該船舶内の漁獲物に関して違法性がないことを記し、また2004年10月29日付書簡で、IMCCに対し、その決定を再検討し「事実の解明に基づいて」当該船舶と漁獲物を釈放するよう、要請した。

48. 2004年10月27日に、FISCAP調整官は、Transmar Services社に対し、「船内の魚の没収に関するIMCC決定に従って」当該船舶から魚を積み下ろしたことを、通告した。ジュノー・トレイダー号からの約1,200トンの魚の公売は、2004年10月29日に行われることが公知された。2004年12月7日の弁論における被告の陳述によると、その魚はまだ競売で売却されておらず船内にとどまっている、という。

49. 2004年11月1日付の書簡で、船主の現地代表者は、当該船舶に科せられた罰金を支払うための15日の期間の延長を要請した。

50. 2004年11月3日に、ジュノー・トレイダー号の船長に科せられた8,770ユーロの罰金が、「船長側の責任を否認した上で」、船主により支払われた。

【資料】国際海洋法裁判所「ジューノ・トレイダー号事件」(早期釈放) 2004年12月18日判決

51. 2004年11月10日付書簡で、ジューノ・トレイダー号の船主のP&Iクラブとして行動するShipowners Protection社は、ジューノ・トレイダー号とその乗組員の拿捕または抑留からの釈放と引き換えに、支払いの要請があれば「5万ユーロを超えない額」をギニアビサウ政府に支払うことを約束した。2004年11月18日に、船主の名前で、5万ユーロの額の保証金がギニアビサウの権限ある当局に支払われた。

52. 2004年11月23日に、ビサウ地方裁判所は、船主からの申請を受けて、以下の決定を行った。

[ポルトガル語からの翻訳]

「決定

(a) 以上の理由で、私は、本件手続は十分に根拠があると判断し、したがって、ギニアビサウ政府省庁間海事取締委員会（被告）の調書第14/CIFM/04号の執行を、すべての法的帰結と共に、本件事件の最終的解決がなされるまでの間、直ちに停止するよう命令することとする。この命令には、次のものが含まれる。

1. 申立国の船舶であるジューノ・トレイダー号において発見された魚と魚肉を売却するためのすべての手続きを、直ちに取り消しまたは無効とすること、
2. 当該船舶の乗組員に課したビサウ港からの出港の禁止を直ちに解除し、乗組員たちの旅券を直ちに返還すること、
3. 本件事件の最終的解決がなされるまでの間、当該船舶の船長に科した罰金の支払いを直ちに停止し、またその罰金の支払いのために提供される銀行保証を実行しないこと。」

53. 2004年12月3日付のTransmar Services社宛ての書簡で、FISCAPは、「省庁間海事取締委員会の2004年10月19日の決定により科せられた罰金が支払われなかったため、8月22日の法律第6-A/2000号（ギニアビサウ漁業法）60条3項に基づき、ジューノ・トレイダー号の所有権は、2004年11月5日からギニアビサウ国に帰属した」、と述べた。

54. ギニアビサウ漁業法60条は、次のように規定する。

[ポルトガル語からの翻訳]

〔第60条 罰金の支払いの期間

- 1 この法律の違反行為についての罰金は、省庁間海事取締委員会による決定に対し異議を提起することができることとなる日から又は同委員会によるその決定の適用の日から、15日以内に支払わなければならない。
- 2 前項の定める期間は、船主又はその代表者の要請により同じ日数を延長することができる。
- 3 前項の定める延長期間内に罰金の全部又は一部が支払われないときは、差し押さえられているすべての資産は国に帰属するものとする。〕

管轄権

55. 当裁判所は、まず第一に、当裁判所が本件申立訴状を審理する管轄権を有するかどうかの問題を検討する。

56. 海洋法条約292条は、次のように規定する。

〔第292条 船舶及び乗組員の速やかな釈放

- 1 締約国の当局が他の締約国を旗国とする船舶を抑留した場合において、合理的な保証金の支払又は合理的な他の金銭上の保証の提供の後に船舶及びその乗組員を速やかに釈放するというこの条約の規定を抑留した国が遵守しなかったと主張されているときは、釈放の問題については、紛争当事者が合意する裁判所に付託することができる。抑留の時から10日以内に紛争当事者が合意しない場合には、釈放の問題については、紛争当事者が別段の合意をしない限り、抑留した国が第287条の規定によって受け入れている裁判所又は国際海洋法裁判所に付託することができる。
- 2 釈放に係る申立てについては、船舶の旗国又はこれに代わるものに限って行うことができる。
- 3 裁判所は、遅滞なく釈放に係る申立てを取り扱うものとし、釈放の問題

【資料】国際海洋法裁判所「ジューノ・トレイダー号事件」(早期釈放)2004年12月18日判決

のみを取り扱う。ただし、適当な国内の裁判所に係属する船舶又はその所有者若しくは乗組員に対する事件の本案には、影響を及ぼさない。抑留した国の当局は、船舶又はその乗組員をいつでも釈放することができる。

4 裁判所によって決定された保証金が支払われ又は裁判所によって決定された他の金銭上の保証が提供された場合には、抑留した国の当局は、船舶又はその乗組員の釈放についての当該裁判所の決定に速やかに従う。」

57. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島とギニアビサウは、いずれも国連海洋法条約の締約国である。セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は1993年10月1日に海洋法条約を批准し、ギニアビサウは1986年8月25日に同条約を批准した。同条約は、1994年11月16日に両国について発効した。セントヴィンセント及びグレナディーン諸島とギニアビサウは、抑留の時から10日以内に他の裁判所に抑留からの釈放の問題を付託することについて、合意していない。

58. 申立国の見解によると、当裁判所は管轄権を有する。これに対し、被告側は、本件裁判手続において申立訴状の提出の時に申立国がジューノ・トレイダー号の旗国であることを確認する一義的な責任から申立国は免れない、と主張する。被告の主張によると、当裁判所は管轄権を持たない、なぜなら、ギニアビサウ漁業法60条3項によりジューノ・トレイダー号の所有権は2004年11月5日からギニアビサウ国に帰属するからである、という。

59. 被告は、また、グランド・プリンス号事件における当裁判所判決に依拠して、「裁判所が管轄権を有するのは、申立国が申立訴状を提出した時に申立国が抑留された船舶の旗国である場合のみである。申立国が、拿捕または抑留された時にその旗国であるだけでは、十分ではない」、と主張する。

60. 申立国は、当該船舶は自国の旗を掲げ続けていると主張し、罰金の不払いを理由とする船舶の没収に関する被告の主張を否定する。申立国によると、当該船舶への罰金を含む調書第14号に示されたIMCC決定は、ピサウ地方裁判所の

決定により停止されている、という。

61. 申立国は、また、2004年12月3日付書簡で初めて当該船舶の没収について知らされたのであり、この問題は、2004年11月18日に船主がP&I書簡の形式で5万ユーロの保証金を支払った時にも、2004年11月23日にピサウ地方裁判所がその決定を採択した時にも、提起されていない、と主張する。

62. 当裁判所が示した質問に対する被告側の2004年12月8日の回答によると、IMCCの決定により科せられた罰金とその決定の法的帰結は、いずれも、ギニアピサウの国内裁判所で争われている、という。上述52項で触れたピサウ地方裁判所の決定は、「本件事件の最終的解決がなされるまでの間」、調書第14号の執行を停止するとしている。また、当該船舶に科せられた罰金の執行を停止したため、ピサウ地方裁判所の決定は、罰金の不払いについていかなる制裁（没収を含む。）も適用できないことになる。

63. いずれにせよ、船舶の所有権の決定的な変更が船舶の国籍に及ぼす効果が何であれ、当裁判所は、本件事件の具体的な状況において、ジャーノ・トレイダー号の国籍の決定的な変更がなされたと判示するための法的基礎はない、と考える。

64. したがって、当裁判所は、早期釈放を求める本件申立訴状が提出された2004年11月18日の時点でセントヴィンセント及びグレナディーン諸島がこの船舶の旗国でないとする被告の主張を支持する法的基礎はない、と判断する。

65. これらの理由で、当裁判所は管轄権を有する、と判示する。

受理可能性

66. 次に、本件申立訴状の受理可能性の問題を検討する。

67. 被告は、口頭手続において、本件早期釈放手続は以下の理由で受理可能でない、と主張する。第一に、被告は、管轄権に関する主張を繰り返して、ジャーノ・トレイダー号とその漁具と漁獲物は現在ギニアピサウの財産であるから、ギニアピサウはこの船舶を抑留してはならず、適法な所有者として同船を保有

【資料】国際海洋法裁判所「ジューノ・トレイダー号事件」(早期釈放) 2004年12月18日判決

している、と述べる。第二に、本件申立訴状は請求の目的を失っている、なぜなら、現在では、海洋法条約292条の手続の可能性はギニアビサウの国内レベルでの進展に取り替えられたのである。第三に、被告は、「本件拿捕が条約73条1項に基づいて実行されたと主張されていない以上、73条2項の違反はありえない」、と主張する。

68. さて、本件船舶の所有権の変更に基づく受理可能性への第一と第二の抗弁は、管轄権の文脈で被告が提起した主張と同じである。前述63項で述べた理由で、当裁判所はこれらの抗弁を否定する。

69. 前述67項で述べた受理可能性への第三の抗弁であるが、本件申立訴状によると、当該船舶が抑留されたのはギニアビサウのEEZにおいて適用可能な漁業法令の違反を理由とするものであり、この点は被告も争っていない。

70. したがって、当裁判所は、本件申立訴状は受理可能である、と判示する。

海洋法条約73条2項の不遵守

71. 申立国が当裁判所に要請していることは、被告が海洋法条約73条2項に違反している、つまり「ジューノ・トレイダー号の抑留からの釈放及びそのすべての乗組員の釈放について被告が定める条件は73条2項により認められず73条2項に照らして合理的でない」、と宣言することである。

72. 73条2項は、次のように規定する。

「拿捕された船舶及びその乗組員は、合理的な保証金の支払又は合理的な他の保証の提供の後に速やかに釈放される。」

73. 申立国が申立訴状において主張するところによると、「5万ユーロの額の保証金がギニアビサウの権限ある当局に支払われた」が、「現在まで、抑留された船舶の釈放も乗組員の釈放も、行われていない」、という。

74. これに対し、被告は、当該船舶は海洋法条約292条の適用上「抑留された」ということはできない、なぜなら、この船舶の所有権はギニアビサウ国に帰属しているからである、と主張する。被告はまた、73条2項の規定の不遵守につ

いての申立国の主張を争い、5万ユーロの額で支払われた保証金は十分ではなく、また「ギニアビサウの国内法上の要件も海洋法条約上の要件も満たしていない」、という。

75. 当裁判所の見るところ、当該船舶とその乗組員の釈放のための保証金は、抑留国から要請されてはならず、また、抑留国は船主のために前述51項で言及した保証金の支払いに対し何ら反応していないし、その保証金が合理的でないことを船主に通知していない。また、同船はピサウ港に現在も抑留されているし、申立国は乗組員の釈放についての要請を撤回していない。

76. 本件事件において、73条4項の定める旗国への通報が行われていないことは、争われていない。73条4項と2項の関係について、当裁判所はカモコ号事件判決で取り上げた。当裁判所は、次のように述べている。

「73条2項と4項は、関係がある。なぜなら、速やかな通報がないと、旗国が73条2項と292条を適時にかつ効率的な方法で援用する可能性に影響が生じるからである。」

(*ITLOS Reports 2000*, pp. 29-30, para. 59)

77. 当裁判所は、73条2項は73条全体の文脈で理解しなければならない、と考える。船舶と乗組員の早期釈放の義務は、人間性 (humanity) と法の適正手続 (due process of law) への基本的な考慮を含むものである。保証金その他の金銭上の保証は合理的でなければならないという要件は、公正性 (fairness) への関心がこの規定の目的の1つであることを、示している。

78. 両当事者の間では、ジュノー・トレーダー号の乗組員が抑留されているかどうかについて、見解が異なっている。申立国によると、2004年12月7日時点で、何人かの旅券が返却されたが、6人の乗組員の旅券はまだ返却されていない。これに対し被告は、ギニアビサウはジュノー・トレーダー号の乗組員を誰も抑留しておらず、要請に応じて旅券を返却した、という。被告は、裁判官評議を行っている時に届いた2004年12月15日付の書簡において、当裁判所に対し、「ギニアビサウの当局 (FISCAP) はすでに、残りの旅券を引き渡しており、すべての乗組員は自由にギニアビサウを出国することが可能である」ことを、通知し

【資料】国際海洋法裁判所「ジューノ・トレイダー号事件」(早期釈放) 2004年12月18日判決

た。この書簡は、また、「残りの旅券は何ら形式的な条件（保証金の支払いなど）なく返却されており、ギニアビサウを自由に出国することができる」、と付言した。2004年12月16日に、申立国は、旅券の返却についての情報を確認しつつも、乗組員の釈放について当裁判所からの命令の要請を撤回しなかった。

79. この点について言うと、乗組員たちはまだギニアビサウに居て、同国の管轄権に服している。当裁判所は、2004年12月15日付の書簡で被告が約束したことを記録に留め、すべての乗組員が無条件でギニアビサウを出国する自由を有することを宣言する。

80. これらの理由で、当裁判所は、被告は海洋法条約73条2項を遵守しておらず、本件申立訴状は十分に根拠があり、したがって、ギニアビサウはジューノ・トレイダー号（その漁獲物と乗組員を含む。）を後述104項の示すところに従い速やかに釈放しなければならない、と判示する。

合理的な保証金の決定のための関連要因

81. 当裁判所が申立訴状が十分に根拠があると判断したときは、ITLOS規則113条2項の定めるところに従い、「船舶又は乗組員の釈放のために支払われる保証金又は提供される金銭上の保証の額、性質及び方式を判断」しなければならない。当裁判所は、この任務を遂行するに当たり、海洋法条約の規定及び海洋法条約に反しない国際法の他の規則を適用しなければならない。

82. 当裁判所は、カモコ号事件判決において次のように述べた。

「当裁判所は、いくつかの要因が保証金または他の金銭上の保証の合理性の評価に関係する、と考える。その要因には、嫌疑のある犯罪の重大性、抑留国の法律において科されたまたは科される可能性のある刑罰、抑留された船舶及び差し押さえられた漁獲物の価値、抑留国が課す保証金の額とその方式が、含まれる。」

(*ITLOS Reports 2000*, p. 31, para. 67)

83. また、当裁判所は、モンテ・コンフルコ号事件判決において次のように付

言した。

「これは、要因の網羅的な列挙ではない。また、当裁判所は、これらの要因のそれぞれに与えられる正確な重要性について、確固とした規則を示すつもりはない。」

(*ITLOS Reports 2000*, p. 109, para. 76)

84. この判決において、当裁判所は次のように述べた。

「71. [...] 海洋法条約292条の趣旨は、自国の船舶と乗組員を速やかに釈放させるといふ旗国の利益と、船長の出廷と罰金の支払いを確保しようとする抑留国の利益を、調和させることである。

72. 海洋法条約73条と292条に由来する利益のバランスが、当裁判所が保証金の合理性を評価するに当たっての規準を提供する。 [...]

74. 海洋法条約292条に基づく裁判手続は、その3項に明記されているように、釈放の問題のみを取り扱うのであり、適当な国内の裁判所に係属する船舶またはその所有者若しくは乗組員に対する事件の本案には、影響を及ぼさない。それにも関わらず、当裁判所は、本件裁判手続において、被告が定めた保証金の合理性を適切に評価するために必要な範囲で、本件事実の事実と事情を審理することを、妨げられない。合理性は、事実関係と切り離して判断することはできない。しかし、強調すべきであるが、早期釈放裁判は、……『遅滞なく』行われ終結しなければならないという条約292条3項が定める要件により、特徴づけられている。……。このことが示していることは、また、当裁判所が紛争における事実を認識し両当事国の主張を支持する証拠を求めることができる範囲に対し制約が課せられている、ということである。」

(*ITLOS Reports 2000*, pp. 108-109, paras. 71, 72 and 74)

85. 関連要因の評価は、両当事国が裁判所に提出したすべての情報を考慮して、客観的なものでなくてはならない。

86. まず、第一の問題である嫌疑のある犯罪の重大性についてであるが、IMCCは、ジュノー・トレイダー号はギニアビサウの漁業法令に違反し船長は漁業法

【資料】国際海洋法裁判所「ジュノー・トレイダー号事件」(早期釈放) 2004年12月18日判決

58条が定める取締官への協力を行わなかったと、決定している。取締官は、ジュノー・トレイダー号の船内で、1,183.8トンの包装された冷凍魚と112トンの魚肉を発見した。この委員会は、科学専門家と協議して、調書第12号においてジュノー・トレイダー号の船内で確認された魚種は「我が国の水域に存在する魚種に類似している」、と認定した。IMCCは、調書第14号において、同船内の魚は「ギニアビサウの許可を得ることなくギニアビサウの水域で漁獲され積み替えられた」としている。

87. 被告は、ギニアビサウのEEZにおける不法・無規制・無報告 (IUU) 漁業により漁業資源の深刻な減少が生じている、と指摘する。当裁判所はこの懸念に留意する。申立国は、2004年12月7日の弁論において、不法漁業と闘うために沿岸国がとる措置について理解していると述べつつも、ジュノー・トレイダー号が何らかの不法な活動を行っていたことを否定する。

88. 申立国は、上述35項～37項の事実を説明して、ジュノー・トレイダー号と船長がギニアビサウのEEZで何らかの犯罪を行っていたことを、否定する。また申立国は、ギニアビサウの船内で発見された魚の量は、モーリタニアで荷揚げされた量と同一であることを、指摘する。

89. 第二の問題である抑留国の法律において科されたまたは科される可能性のある刑罰を参照することで、当裁判所は、嫌疑のある犯罪の重大性を評価することができる。ここにおいて、本件事件の事情と、嫌疑のある犯罪の重大性と保証金の額との不均衡を回避する必要とを、考慮する。

90. 実際に科された罰金についていうと、調書第14号におけるIMCC決定によって、17万5,398ユーロの行政罰金がジュノー・トレイダー号に科され、また、魚は、「ギニアビサウの許可を得ることなくギニアビサウの水域で漁獲され積み替えられた」という理由で、没収された。同時に、船長は、取締官に協力しなかったとして8,770ユーロの罰金が科された。この罰金は有罪を否認した上で支払われたが、同船への罰金は支払われなかった。ギニアビサウ漁業法は、15日以内に罰金が支払われないときは、差し押さえられているすべての資産は国に帰属するものとする、と定めている。

91. 科される可能性のある刑罰については、被告によると、「本件事件では、[ギニアビサウの]当局は『重大犯罪』規定に基づく罰金を適用せず、『他の犯罪』規則に基づく軽微な罰金を適用することとした。その結果、ジュノー・トレイダー号は、許可証について課される1年間の料金と同額の17万5,398ユーロの罰金が科されたが、その倍の罰金は科されなかった」、という。

92. 第三の問題である船舶の価値について、両当事者で意見が異なる。2004年12月7日の弁論において、申立国は、「ジュノー・トレイダー号の帳簿上の正価は46万ドルであり、同船の市場価格は「議論の余地があり、いずれの国の旗の下にあり所有権が誰にあるかで、影響を受ける」、と述べた。被告側は、同種の冷凍船の最近の購入契約で購入価格が160万ドル(約130万ユーロ)だったことに依拠して、ジュノー・トレイダー号の市場価格は、最低限の減価償却を考慮して、およそ80万ドルまたはおよそ65万ユーロである、と主張した。

93. また同じく第三の問題である漁獲物の価値についてであるが、申立国によると、ジュノー・トレイダー号の漁獲物は、2004年9月23日にガーナ法人であるUnique Concerns社に総計45万9,938.65米ドルで売却されたが、うち6万3,280米ドルが112トンの魚肉の価格であった。また、ギニアビサウ漁業省は2004年10月29日に「約1,200トン」の冷凍魚の競売を公知し、船主の現地代表者に2004年10月27日に漁獲物を積み下ろす準備をしていると通知した。しかし、その積み下ろしも競売も実行されておらず、現在もなお、乗組員が船内の冷凍漁獲物を注意して保管している。ジュノー・トレイダー号は、2004年9月27日以降ギニアビサウ沖の浮かぶ冷凍貯蔵庫となっていて、その維持費は1日当たり約3,600米ドルである。申立国が言うには、「冷凍漁獲物がこの時期にまだ売却されていないため、市場価格は大幅に値下がりしていて、恐らく価値ゼロであろう」。

94. さて、当裁判所は、合理的な保証金の額を決定するにあたり、これらを考慮すべきと考える。

95. 保証金の合理性を決定するための関連要因は、前述82項から94項で示した。これに関して、当裁判所の見解では、前述37項から39項で述べたジュノー・トレイダー号拿捕の事情に関する事項は、海洋法条約292条に基づく本件早期釈放

【資料】国際海洋法裁判所「ジュノー・トレイダー号事件」(早期釈放) 2004年12月18日判決

裁判には関連がない。したがって、当裁判所は、保証金の合理性を評価するに当たり、ジュノー・トレイダー号の拿捕の事情を、考慮することはできない。

96. 申立国は、当裁判所に対し、保証金を支払いまたは他の金銭上の保証を提供することなく、ジュノー・トレイダー号の抑留からの釈放及びその乗組員の釈放を命じること、そしてその場合、すでに支払われた保証金を返還するよう被告に要請すること、を要請した。

97. 当裁判所は、サイガ号事件判決において、次のように述べたことを想起する。

「この釈放は、合理的な保証金の支払いまたは他の金銭上の保証の提供の後に、行われなくてはならない。当裁判所は、保証金の支払いまたは金銭上の保証の提供（または単なる『象徴的保証金』の支払い）はなされるべきでないとするセントヴィンセント及びグレナディーン諸島の要請に、同意することはできない。当裁判所は、保証金の支払いまたは保証の提供は、早期釈放裁判の性質から考えて必要である、と考える。」

(*ITLOS Reports 1997*, p. 35, para. 81)

当裁判所は、この考えを再確認する。

保証金または他の金銭上の保証の額と方式

98. これらの理由で、当裁判所は、保証金または他の金銭上の保証の額は30万ユーロであるとし、別段の決定がない限り、その保証金または保証は銀行保証の方式をとる、と判断する。

99. 当裁判所は、また、船長に科された罰金についてすでに被告に支払われた8,770ユーロの額は保証金または金銭上の保証とみなされるべきである、と判断する。なぜなら、この罰金の支払いは、2004年11月23日のピサウ地方裁判所の決定により、停止しているからである。また、被告が受け入れなかった5万ユーロの保証の書簡は、後述104項で述べる保証金の支払いの後に申立国に返還されるべきである、と判断する。

100. 被告は、銀行保証は、ギニアビサウに所在する銀行またはギニアビサウに所在する銀行と提携関係を有する銀行からの銀行保証の方式とするよう、主張した。

101. 当裁判所は、保証金または他の金銭上の保証は、別段の決定がない限り、ギニアビサウに所在する銀行またはギニアビサウに所在する銀行と提携関係を有する銀行からの銀行保証の方式で提供されるべき、と判断する。

102. この銀行保証は、特に、2004年9月26日にギニアビサウの排他的経済水域で生じた事件に関連してジュノー・トレーダー号とその漁獲物をギニアビサウが釈放することを考慮して発行されたこと、及び、その発行者はギニアビサウの適当な国内機関による最終判決または決定によりまたは両当事者の合意により決められる金額であって30万ユーロを超えない額をギニアビサウに支払うことを約束し及び保証することを、記すべきである。この保証に基づく支払いは、この保証の発行者がギニアビサウの権限ある当局の書面による要請を受領した後速やかに支払われる。その書面による要請には、最終判決若しくは決定または当事者の合意の認証謄本を付すものとする。

裁判費用

103. 当裁判所の裁判手続における裁判費用に関する規則は、ITLOS規程34条が定めるように、当裁判所が別段の決定をしない限り当事国は各自の裁判費用を負担する、というものである。本件裁判において、当裁判所は、各当事国が各自の裁判費用を負担するとする一般規則と異なる判断を示す必要がない、と考える。

主文

104. これらの理由で、
当裁判所は、

(1) 全員一致で、

当裁判所は2004年11月18日にセントヴィンセント及びグレナディーン諸島のために提出された申立訴状を審理する海洋法条約292条に基づく管轄権を有する、と判断する。

(2) 全員一致で、

条約73条2項の不遵守の主張に関する申立訴状は受理可能である、と判断する。

(3) 全員一致で、

被告は合理的な保証金の支払いまたは合理的な他の保証の提供の後にジューノ・トレイダー号とその乗組員は速やかに釈放されるとする条約73条2項の規定を遵守していない、とする申立国の主張は十分に根拠がある、と判断する。

(4) 全員一致で、

ギニアビサウは当裁判所が決定する保証金の支払いまたは他の保証の提供の後に、ジューノ・トレイダー号をその漁獲物と共に速やかに釈放しなければならない、また、その乗組員は無条件でギニアビサウを出国する自由を有する、と決定する。

(5) 全員一致で、

その保証金または他の保証は、(a) ギニアビサウにすでに支払われた8,770ユーロ、及び、(b) ギニアビサウに提供される30万ユーロ、であり、したがって、本判決51項で述べた保証書簡は申立国に返還しなければならない、と判断する。

(6) 全員一致で、

30万ユーロの保証は、ギニアビサウ内にある銀行またはそのような銀行と提携している銀行からの銀行保証の方式であるか、または両当事者の合意により

他の形式のものとする、と判断する。

(7) 全員一致で、

両当事国はそれぞれの裁判費用を負担することを、決定する。

本判決は、2004年12月18日に自由ハンザ都市ハンブルグにおいて、等しく正文である英語とフランス語で3部作成された。うち1部を当裁判所の文書保管室に置き、他の2部をそれぞれセントヴィンセント及びグレナディーン諸島政府とギニアビサウ政府に送付する。

(Nelson国際海洋法裁判所長の署名)

(Gautier国際海洋法裁判所書記の署名)

(Kolodkin裁判官が、ITLOS規則125条2項により与えられた権利を行使して、本判決に宣言を付した。Kolodkin、Anderson及びCot裁判官が、本判決に共同宣言を付した。Park、Chandrasekhara Rao、Treves、Ndiaye、Lucky各裁判官が、裁判官が、ITLOS規程30条3項により与えられた権利を行使して、本判決にそれぞれ個別意見を付した。Mensah及びWolfrum裁判官が、共同個別意見を付した。)

Mensah及びWolfrum裁判官共同個別意見

1. 被告の主張の中心部分は、船主が省庁間海事取締委員会（以下「省庁間委員会」とする。）の決定により科された罰金を支払わなかったため、ジュノー・

【資料】国際海洋法裁判所「ジュノー・トレイダー号事件」(早期釈放) 2004年12月18日判決

トレイダー号の所有権がギニアビサウ国に「帰属した」、ということであった。このことに基づいて、被告は、当裁判所は本件事件を裁判する管轄権を持たないこと、本件申立訴状は受理可能でないこと、海洋法条約73条の不遵守の主張は十分な根拠がないこと、を主張した。私たちは、当裁判所が被告のこの主張をごく簡単にしか取り扱わなかったことを、評価している。私たちは、本判決のそれぞれの判断(63項と68項)を、支持している。しかし、被告がこの主張に強く固執したことを見ると、個別意見でもう少し詳しくこれを検討してみるのがよいように思う。

2. ジュノー・トレイダー号の所有権の変更について、2つの問題を論じる必要がある。1つは、この変更が生じた過程であり、これは被告が弁論の際に概要を示している。もう1つは、所有権の変更と船舶の国籍との関係である。

3. 最初に強調しておきたいが、私たちは、沿岸国が国内法で、漁船(漁具と漁獲物を含む。)は、その国の管轄権内で不法漁業を行った場合には没収されることがあると定める権利を、問題としているわけではない。多くの国でこのような国内法規定があり、国連農業食糧機関(FAO)の報告書が示すように、こういった法律を実施するため様々な手続きが用いられている。しかし、沿岸国のこの権利は、国連海洋法条約及び国際法の他の関連規則の制限内で行使されなくてはならず、これには特に、公正な裁判と適正手続の保護を定める人権保護に関する国際文書の関連規定が含まれる。

4. 私たちは、当裁判所は、海洋法条約292条に基づく早期釈放を求める申立ての文脈において、不法漁業活動を行ったと認定されまたはその嫌疑のある船舶に対し沿岸国がとった措置の適法性の問題を扱うものではないことを、十分に認識し受け入れている。条約292条3項が定めるように、早期釈放事件における当裁判所の決定は、適当な国内の裁判所に係属する船舶またはその所有者若しくは乗組員に対する事件の本案には、影響を及ぼしてはならない。同じく、条約292条に基づく判決は、国内法の国際法との両立性あるいはその国内法に基づいて船舶、漁獲物または漁具に対して国内機関がとる措置(拿捕、抑留または司法的手続を含む。)の両立性に関して国際裁判所に付託される可能性のある

事件の本案に、影響を及ぼすべきでないと思われる。ただ、このことは、沿岸国が漁船に対して強制措置をとるに当たり適用する手続きが、条約292条に基づき当裁判所がとる早期釈放手続と無関係であることを、意味しない。その逆に、本件裁判で見られたように、管轄権及び受理可能性の確証に関係しうるのである。その理由で、私たちは、本判決77項で、早期釈放の義務は人間性と法の適正手続への基本的な考慮を含む、と述べたことを、支持したのである。

5. ここで、被告がいうジューノ・トレイダー号を没収した手続きに、目を向けよう。被告は、初日の弁論で、法律第6-A/2000号（「ギニアビサウ漁業法」）60条に基づき、外国人船主は、省庁間委員会が科した罰金を15日以内にまたは同委員会が延長を認めた期限までに支払わないときは、その船主の財産は自動的にギニアビサウ国に帰属する、と主張していたようである。この主張から、船主は、省庁間委員会の行政決定の法的または事実に関わる基礎を争うための法的手段（行政的なまたは司法的な手段）を持たないことが分かる。しかし、当裁判所が示した質問に対する被告の返答（弁論2日目の被告の口頭での説明とその後に提出された書面で示された）を見ると、被告は、省庁間委員会の調書第14号が科した罰金の不払いの効果について、その見解を修正したようである。特に、被告の返答は、ギニアビサウ国へのジューノ・トレイダー号の「所有権の帰属」は法的に不可逆なものではないと言っているように思われる。また、被告は、省庁間委員会調書第14号の実施を停止するとしたビサウ地方裁判所の決定は、ギニアビサウの上級審がこれを無効としない限り効力を有することを、受け入れているように見える。

6. 当裁判所の先例によると、当裁判所での手続きにおいて適用される国内法の内容と帰結は、事実の問題である。被告が当裁判所でギニアビサウ法について述べたことと、ビサウ地方裁判所決定が示した法的見解とが異なるため、当裁判所は、当該船舶の地位を検討するに当たりいずれの見解に依拠すべきかを選択する必要がある。その選択において、当裁判所が基礎としなくてはならないことは、国（ギニアビサウ国を含む。）が負う海洋法条約上の義務と一般国際法上の義務は、裁判拒否または法の適正手続（特にそれは、外国人の財産権へ

の介入を伴うような法的及び司法的手続に関するもの) の拒否をしてはならないという義務が含まれる、ということである。この一般的な考え方は、当裁判所の先例において確認されている。サイガ号事件判決では、当裁判所は次のように述べている。「国際法違反であると性格づけるかそうでないと性格づけるかの選択肢がある場合、当裁判所は、後者を選ばなければならないと考える」(サイガ号事件暫定措置命令72項)。この一般原則は本件裁判に適用される、と思う。つまり、当裁判所は、ギニア地方裁判所命令で示された法的見解に依拠しなければならない、ということである。この地方裁判所命令の結果、ジュノー・トレーダー号の没収(ギニアビサウ漁業法60条の言葉を用いるならギニアビサウ政府への財産権の帰属)は、最終的かつ法的に不可逆的なものとみなされえないのであり、これは被告が一時主張していたことでもある。この結論は、ビサウ地方裁判所の命令と完全に合致する。この命令が明らかに示していることは、省庁間委員会決定は司法の見解に従うこと、そしてこの司法の見解は、この事件の本案に関する最終判決までの間、省庁間委員会調書第14号の実施とこの調書からのすべての帰結を停止する地方裁判所命令によって実効的に実施されていること、である。この点について、私たちは、この裁判所決定を被告の補佐人が初日の弁論で批判していたようであったことを、懸念している。当裁判所が、一方で被告がその訴答書面で示したギニアビサウ法の性格づけと他方でビサウ地方裁判所判決で示された法的な意味と効果からいずれかを選択しなければならない場合、当裁判所は、地方裁判所判決が示した法的見解を選択しなければならない。自明であろうが、当裁判所が依拠すべきなのは、国内法の意味と効果に関する権限ある国内裁判所の公式の宣明であって、係争事件において補佐人が行った弁論ではない。その理由で、私たちは、ジュノー・トレーダー号とその船長に科された罰則についての行政的決定はギニアビサウ法においてまだ最終的なものではなく、その結果、同法の適用による同船の所有権の変更は確定的とはみなされえないとした本判決を、支持したのである。

7. 次に、所有権の変更が確定的とみなされうるかどうかの問題を別にして、所有権の変更があったとして、そのことがジュノー・トレーダー号の国籍に対し

て与える影響について、論じたい。海洋法条約292条2項によると、釈放に係る申立てについては、船舶の旗国またはこれに代わるものに限って行うことができる。グランド・プリンス号事件判決において、当裁判所は、申立国は、拿捕の時と申立訴状を提出した時に旗国でなければならない、と述べた(判決77項及び93項。また、Nelson次長、Wolfrum裁判官、Cot特任裁判官の各宣言及びTreves裁判官の個別意見を見よ)。

8. 被告の主張の骨子は、所有権の変更は、自動的に船舶の国籍の変更となり、あるいは同時に国籍の喪失すらありうる、ということである。ただ実際のところ、この点の被告の立場はそれほど明確ではない。被告代理人は、その陳述において次のように述べている。

「船舶が漁業法令違反のため他国に没収された場合、その船舶の旗が通常どうなるのかの問いに対し、私は答えを持ち合わせていないことを白状する。……私の理解するところでは、船舶を没収した国がその船を売却するか新船主により国籍登録の変更がなされるまでは、この没収により旗を掲げることと通常の財産として扱われることが停止される場合もある、と考えられる。……いずれにせよ、私は裁判所に明白な回答を示すことができないが、……その証明は事実を確認しようとする申立国側にある。」

(ITLOS/PV.04/03, p. 47)

9. しかし、被告側がこの問題についていかなる見解を持とうと、私たちは、所有権の変更があっただけで船舶の旗が自動的に変更するといえる法的基礎はない、と考える。この文脈において、船舶の国籍が持つ特別の重要性を強調しておきたい。特にそれは、船舶に関わる国の権利と責任に関する国際法規則の履行と実施に関して、そうである。海洋法条約91条が定めるように、船舶に対する国籍の許与と船舶の登録に関する条件を定めるのは、それぞれの国である。船舶に関して用いられる「国籍」の語は、船舶と国の間の管轄関係のための簡潔な言い回しに過ぎない。船舶の国籍国は、旗国、つまり船舶がその国の旗を掲げる権利を有する国である。そして、旗国の法は、その船舶を規律する法である。国とその旗を掲げる権利を有する船舶との間の管轄関係は、相互の権利

【資料】国際海洋法裁判所「ジュノー・トレイダー号事件」(早期釈放) 2004年12月18日判決

義務のネットワークをもたらすのであり、その一部が海洋法条約94条に示されている。例えば、自国の旗を掲げる権利の船舶への許与は、その旗国に、行政上、技術上及び社会上の事項について有効に管轄権を行使し及び有効に規制を行う義務を課す。船舶側から言うと、掲げることが許されている旗の国の関連国内法を、船舶は完全に履行するよう義務づけられるのである。船舶登録簿を設けているすべての国は、船舶がその登録簿に記載される前にまたはその国の旗を掲げる権利が与えられる前に満たされるべき特定の手続要件及び事実要件を、定める。船舶は、特定の旗を掲げる権利を有することを証明する文書を、受け取る。同様に、これらの国の法律は、船舶がその登録簿から抹消されるための明確な手続きを設ける。その手続きには、船舶が登録簿に記載され続ける権利を喪失する条件が含まれる。

10. 海洋法条約94条が定める旗国の重要な役割と、292条に基づく船舶の早期釈放手続を開始する旗国の枢要な役割 — 外交的保護と比較しうる — から考えると、所有権の変更が自動的に旗の変更をもたらすと、安易に述べるわけにはいかない。船舶に関する旗国の義務と権利は、自動的に移転され得ない。その理由は特に、旗国は、他国に対して義務を負うとともにその義務に対応する権利を有するからである。この理由で、旗の変更は、そのために旗国が定めた手続きに従うことが必要かつ適当であり、そしてまた、これらの手続きが船舶の国籍に関する国際法の基本的な目的に合致することもまた必要なのである。本件事件において、ジュノー・トレイダー号が旗を喪失したと主張されたが、その喪失が旗国の法律または海洋法条約の関連規定に何らかの基礎を有するとする証拠は、ない。

11. 同様に、ジュノー・トレイダー号が没収の結果その旗を喪失したとする主張も、支持できない。無国籍船は例外的なものであり、船舶の国籍の喪失を軽く考えることはできない。また、より重要な点であるが、旗を喪失した船舶は、旗国の保護も喪失する。海洋法条約292条における船舶早期釈放制度の文脈においては、船舶は旗国の保護に特に依存する。ほとんどあるいは全く法的な過程を経ることなく船舶の旗の喪失をもたらす手続きは、外国港で抑留された船舶

に実効的な保護が何ら与えられないという結果を生ぜしめることになる。このことは、海洋法条約73条と292条が設けようとした沿岸国利益と旗国利益の絶妙なバランスを、壊すことになる。

12. 最後に、私たちは、ギニアビサウ国が没収したことによりジャーノ・トレイダー号はもはや抑留されたことにはならないから本件裁判は目的を失った、という主張を、全く支持できない。私たちの見解では、海洋法条約292条における早期釈放手続の目的は、沿岸国の国内機関における法的手続が最終的に完了するまでの間、船舶の釈放を確保することである。私たちは、これらの国内法手続が完了した時に、早期釈放手続はその目的に有用ではなくなることを、受け入れる。しかし、このことは、292条の手続きの適用が単なる行政的措置で排除されうることを意味しない。特に、本件事件のように、その国の法律に基づき利用可能な司法手続がまだ進行しているときには、そうである。このような考えは、292条に基づく早期釈放手続の意味を奪うものである。私たちの見解では、船舶は、国際法において発展した適正手続の規準を満たす国内手続が完了するまでは、292条の意味における抑留された船舶であり続けるのである。

13. また、所有権の変更の結果ジャーノ・トレイダー号の旗の変更があるとする被告の主張は支持できないとする、いくつかの要因もある。被告は、ギニアビサウの船舶登録簿または他の国の登録簿に当該船舶を登録しようとしたとする証拠を、提出しなかった。むしろその逆に、被告は、2004年12月7日の口頭弁論の際に、ギニアビサウ政府がセントヴィンセント及びグレナディーン諸島の海事長官に対し所有権の変更があったことを通知する書簡に、言及した。ジャーノ・トレイダー号の旗の変更または喪失の可能性については、何ら触れていない。旗国の権限ある機関である海事長官に、ジャーノ・トレイダー号の国籍の変更または喪失という非常に重要な出来事を通知することは、この文脈においては、単なる所有権変更よりも、遥かに関係があるはずであろう。実際のところ、所有権変更に関する通知は、船主の代理人ではなくセントヴィンセント及びグレナディーン諸島の海事長官に対して行われたという事実は、ギニアビサウの当局は、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島がこの通知の日に

【資料】国際海洋法裁判所「ジュノー・トレーダー号事件」(早期釈放) 2004年12月18日判決

において当該船舶に関して依然として権限を有していると考えていたことを、示している。

14. この点について、私たちは、速やかに行動することは旗国と船主の義務であることを、強調しておきたい。私たちの見解では、海洋法条約292条に基づく早期釈放手続は、迅速な手続きとして作られており、その唯一の目的は、拿捕された船舶が国内の行政手続ないし刑事手続の完了を待ちつつ、長期にわたって港に縛り付けられないよう確保するということである。この目的を達成するのは、船主と旗国が素早く行動して、抑留国の国内司法制度において提供される可能性を尽くしたかあるいは国内機関で当該船舶に向けられた刑事手続または行政手続が完了する前に十分に適時に292条に基づく早期釈放手続を開始する場合だけである。292条に基づく手続きは、国内の権限ある機関の決定に対する上訴手続ではないし、船舶、船主または乗組員に向けられた裁判の本案に関する国内司法手続における手続的怠慢に対する救済でもない。旗国の船主⁴⁾が国内手続の完了まで待つとすときは、当裁判所は、292条の早期釈放手続を適用する権限もその可能性も持たないであろう。本件裁判において、当裁判所は、このことは本件には該当しないとした上で、国内機関における手続きは完了しておらず当裁判所の管轄権は排除されない、と結論づけた。私たちは、この結論に完全に同意する。

(Mensah裁判官の署名)

(Wolfrum裁判官の署名)

4) 訳者注：「旗国の船主 (a shipowner of the flag State)」では意味が通らない (仏語テキストも同じ表現) ので、「旗国または船主 (a shipowner or the flag State)」の誤りと思われる。

Treves裁判官の個別意見

1. 私は、この判決の主文のすべてに賛成票を投じた。しかし、私が重要と考える1つの理由について、若干の見解を述べてみたい。私の見るところ、判決が人間性、法の適正手続及び公正性への考慮は海洋法条約の73条2項の側面であると述べたことは、裁判所の先例において、非常に適切で歓迎すべき新しい発展である。ただ、示された理由は、とても分かりにくく、もう少し説明が必要である。この言説から導かれるいくつかの帰結を取り上げようと思う。この判決は、本件の請求がITLOS規則113条2項に基づき「十分に根拠がある」かどうかの問題を検討した際に、黙示的にしかこれらの帰結を導き出しておらず、また、保証金の合理性を確認した際にも、この言説がどう関連するのか何も示していないためである。

2. 海洋法条約73条2項は、この判決が述べるように、この条全体の文脈で解釈すべきである。当裁判所がモンテ・コンフルコ号事件判決で述べたように、73条は、「沿岸国が制定した法令の遵守を確保するために必要な適当な措置をとるという沿岸国の利益と、抑留された船舶と乗組員の早期釈放を確保しようとする旗国の利益」の間の「公正なバランスをとる」ものである (*ITLOS Reports 2000*, p. 108, para. 70)。このバランスのとり方をもう少し深く見てみると、73条は、1項で沿岸国の権利を定め、2項～4項で旗国の権利を定めているように見える。1項は、沿岸国がその法令の遵守を確保するためにとることができる措置を幅広く例示的に示しているのに対し、残りの3つの項が確保しようとしているのは、その措置が、関係者の自由を制限するようなものにならないこと（乗組員の早期釈放、拘禁刑の禁止）、並びに、船主及び旗国の権利を不当に害するようなものにならないこと（船舶の早期釈放）であり、他方で、旗国がとる適時の保護措置を確保すること（拿捕及び刑罰の通報）である。

3. 1項と合わせて読むと、2項～4項は、「人権が裁判所の管轄権の基礎を拡張

【資料】国際海洋法裁判所「ジュノー・トレーダー号事件」(早期釈放)2004年12月18日判決

させた」⁵⁾と言われるような明確な関心を示している。この判決が正しく述べられているように、保証は合理的でなくてはならないとする要件は、更に、公正性への関心がこれらの規定の目的の1つであることを示している。2項は、これらの規定の中心である。早期釈放は、旗国が4項に基づき速やかに通報を受けたならずと行い易くなるし、乗組員の状況は、3項により拘禁刑が禁じられるなら釈放を待ちつつ、耐えることもできよう。3項・4項に照らして2項を検討すると、早期釈放の義務は、結果の義務であると同時に、少なくとも部分的には方法の義務でもある。船舶と乗組員の早期釈放は達成されなくてはならない結果であるが、これを達成するための方法は重要である。早期釈放を達成し保証金その他の金銭上の保証が提供されるためには、手続きは法の適正手続を尊重したものでなくてはならない。

4. 本判決で示された海洋法条約73条の2項と4項の密接な関係 —すでにカモコ号事件で「付随的に (in passing)」述べられた (*ITLOS Reports 2000*, p. 29, para. 59) が — は、本件事件のように4項が規定する旗国からの通報が行われていない場合には、重要である。特にそう言いうるのは、被告が条約73条2項を遵守していないとする結論を支持する判決理由において、この密接な関係が示されているからである。73条4項 (及び3項) の不遵守についての請求は、私の見解では、早期釈放手続と別に独立した請求としては受理されない。このことは、当裁判所も述べた通りである (カモコ号事件判決 (*ITLOS Reports 2000*, p. 29, para. 59) 、モンテ・コンフルコ号事件判決 (*ibid.*, p. 106, para. 63))。それにも関わらず、これら2つの請求は、人権一般と法の適正手続に照らして、2項の不遵守の要素として関連性を有する。

5. 早期釈放の事件では、不必要な武力行使並びに法の適正手続の違反及び人

5) Treves裁判官意見脚注1: B.H. Oxman, “Human Rights and the United Nations Convention on the Law of the Sea”, in J.I. Charney, D.K. Anton, M.E. O’Connell, *Politics, Values and Functions: International Law in the 21st Century, Essays in Honor of Professor Louis Henkin*, Nijhoff, The Hague, 1997, pp. 377-404, at p. 398; 同様の見方として、B.Vukas, “Droit de la mer et droits de l’homme” in Vukas, *The Law of the Sea, Selected Writings*, Nijhoff, Leiden-Boston, 2004, pp. 71-79 at pp. 75-77.

権一般の侵害も、様々な状況で関係しうる。特に、法の適正手続の欠如は、これが、起訴の通報の遅延、当局による手続きの遅延と不確実性、当局の措置の欠如といったものであるときは、早期釈放義務の違反があったとする請求を正当化することがある。このことは、法の適正手続の義務を完全に尊重して秩序立った裁判手続において時間が過度に経過したわけではなくても、そうである。同じことは、国内の裁判手続において、法の適正手続が欠如し、抑留された船舶と乗組員の側に立った主張を検討するための可能性が十分に与えられることなく拙速に結論が導かれる場合にも、適用される。いずれの場合においても、不必要な武力行使並びに人権侵害及び法の適正手続違反は、合理的な保証金または保証を定めるに当たり考慮しなくてはならない要素である。権利濫用の概念は合理性の欠如の概念に非常に近く、海洋法条約300条の検討は、当裁判所が合理的な保証を定めるための複雑な過程の対象外とはいえない。似たような方向といえるが、モンテ・コンフルコ号事件において、Nelson次長(当時)はその個別意見で、292条において、「合理性の概念は、……沿岸国に与えられた裁量的権限の恣意的行使を抑制するために用いられる」、と述べている(*ITLOS Reports 2000*, p. 124)。

6. 本件事件において本質的事実といえることは、船舶拿捕の時から裁判所に申し立てた時(及び裁判所で弁論を行うまでの時)までの間に本件に関して行われたすべての国内手続(他の手続きが国内法上開放されていたとしても)は、他方当事者の意見を聴取しない一方的なもの(*inaudita altera parte*) (つまり、被告側に聴取の機会を与えていないもの)であった。73条2項が定める上述の法の適正手続の要素に鑑みると、このことは、この規定が遵守されていないという結論に至るだけでなく、292条の手続きの枠組みにおける遵守の欠如の認定に基づき2つの帰結をもたらす、と考えられる。すなわち、釈放の命令と、保証金または他の金銭上の保証の決定、である。本件事件において、当裁判所が示した結論—私はこれに反対しない—は、没収の停止、である。それにも関わらず、より一般的な観点でこの問題を考察すると、法の適正手続に反して行われた没収は、濫用であって、釈放命令を排除しえない、と考える。手続保障なく科さ

【資料】国際海洋法裁判所「ジューノ・トレイダー号事件」(早期釈放)2004年12月18日判決
れた罰金もまた濫用的とみなされうるものであって、保証金または保証における必然的構成要素として用いるべきではない。残念ながら、裁判所は、保証金の額の決定に当たり示したような簡単に過ぎる理由から、この点に関連するものとは考えてはいないようである。

(Treves裁判官の署名)

(2021年2月1日稿)

【付記】本稿は、科学研究費補助金基盤研究(B)「国連グローバル・コンパクトを中心としたグローバルCSRレジームの研究」(科研費16KT0091)による成果の一部である。